

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 27 号

◎ 旅客連絡運輸規則の一部改正について（施行日：令和 4 年 4 月 1 日）

旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月公告第 14 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 39 条及び第 71 条から第 71 条の 2 の改正規定については、同年 4 月 1 日乗車となるものから施行する。

令和 4 年 2 月 21 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 14 条第 2 項第 4 号中、「富士急行株式会社線」を「富士山麓電気鉄道株式会社線」に改める。

第 39 条を削除する。

第 71 条第 1 項を次の通り改める。

大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて旅客規則に定める旅客会社線区間の額とする。

第 72 条を削除する。

第 72 条の 2 の表題中、「富士急行株式会社線」を「富士山麓電気鉄道株式会社線」に改める。

同条中、「第 37 条から第 39 条まで」を「第 37 条及び第 38 条」に「富士急行株式会社線」を「富士山麓電気鉄道株式会社線」に「前 2 条」を「第 71 条」に改める。

同条第 1 号中、「富士急行株式会社線」を「富士山麓電気鉄道株式会社線」に改める。

同条第 2 号中、「富士急行株式会社線」を「富士山麓電気鉄道株式会社線」に改める。

第 75 条第 1 号イの（ロ）の a 中、「富士急行株式会社線」を「富士山麓電気鉄道株式会社線」に改める。

別表、土佐くろしお鉄道株式会社線の部、阿佐線の乗車券類の種類「片、往、続、勤定、学定、団」を「片、往、続、勤定、学定、団、急、特車」に改める